

# 入 札 説 明 書

令和 8年 5月 26日  
都市建設部建築住宅課

- 1 工 事 名 狭山市市営住宅水富団地 1.2号棟外壁等改修工事
- 2 工事場所 狭山市広瀬 2丁目 29番 1号ほか
- 3 工 期 契約日から令和 9年 1月 29日まで
- 4 工事概要 狭山市市営住宅水富団地 1.2号棟
  - ・ 外壁改修工事  
高圧水洗清掃及び下地処理のうえ、  
可とう形改修塗材 RE  
超耐久低汚染型一液水性セラミックシリコン樹脂系塗料
  - ・ 防水改修工事  
屋 上：既存露出アスファルト防水高圧水洗洗浄のうえ、  
合成高分子系ルーフィングシート防水 S-M2 工法  
高耐久仕様  
立上り等：既存露出アスファルト防水撤去のうえ、  
高靱性環境対応型ウレタン塗膜防水(X-2 同等法)  
庇・バルコニー：高圧水洗清掃及び脆弱部等補修のうえ、  
高靱性環境対応型ウレタン塗膜防水(X-2 同等工法)
  - ・ 塗装改修工事  
鉄部、木部、板面、塩ビ管の塗装改修工事
  - ・ 上記工事に伴う付帯工事一式
- 5 施工上の諸注意
  - ・ 工事管理運営に際し、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法等関係法令に従い安全管理、工程管理、品質管理等遺漏なきよう万全を期すこと。
  - ・ 工事の実施に際しては市担当者及び施設管理者と十分に連絡調整を図り実施すること。
  - ・ 工事用給排水電力等は受注者の責によるものとする。
  - ・ 周辺道路及び敷地内通路を汚損した場合は速やかに適切な処理を行うこと。
  - ・ 入居者居住の施工となるため、入居者への安全管理等十分に配慮するとともに、施設管理者と施工時期及び手順を十分に調整すること。
  - ・ 資材置場等については、監督員と協議の上決定すること。

6 その他

- ・落札者（随意契約の場合にあつては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- ・本工事は「狭山市建設工事請負契約に係る現場代理人の常駐義務の緩和等に関する取扱い」の対象とする。
- ・本工事は、国土交通省の補助事業である。

7 設計図書等に関する質問回答

質問方法 質問がある場合は、電子入札システムにより提出してください。

受付日時 令和8年 6月1日（月） 午前10時まで

回答方法 質問があつた場合は、狭山市公式ホームページに掲載します。

回答日時 令和8年 6月5日（金） 午前10時から